

議案第64号

大口町介護保険条例の一部改正について

大口町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年11月29日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、介護保険料の普通徴収による徴収の特例を廃止し、あわせて納期を変更することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町介護保険条例の一部を改正する条例

大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から同月25日まで

第8期 翌年1月1日から同月31日まで

第9期 翌年2月1日から同月末日まで

第10期 翌年3月1日から同月31日まで

第5条第4項中「第7条第1項の規定による当該年度の保険料が確定する前の納期終了後の、最初の納期」を「町長が指定する納期」に改める。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

第13条第2項中「第9条」を「第7条」に改め、同条を第11条とする。

第14条を第12条とし、第15条から第20条までを2条ずつ繰り上げる。

附則第6条中「第11条」を「第9条」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

大口町介護保険条例の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| (普通徴収に係る納期)   | (普通徴収に係る納期)   |
| <p>第5条 <u>普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</u></p> <p>第1期 <u>6月1日から同月30日まで</u><br/>           第2期 <u>7月1日から同月31日まで</u><br/>           第3期 <u>8月1日から同月31日まで</u><br/>           第4期 <u>9月1日から同月30日まで</u><br/>           第5期 <u>10月1日から同月31日まで</u><br/>           第6期 <u>11月1日から同月30日まで</u><br/>           第7期 <u>12月1日から同月25日まで</u><br/>           第8期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u><br/>           第9期 <u>翌年2月1日から同月末日まで</u><br/>           第10期 <u>翌年3月1日から同月31日まで</u></p> | <p>第5条 <u>普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</u></p> <p>第1期 <u>5月1日から同月31日まで</u><br/>           第2期 <u>6月1日から同月30日まで</u><br/>           第3期 <u>7月1日から同月31日まで</u><br/>           第4期 <u>8月1日から同月31日まで</u><br/>           第5期 <u>9月1日から同月30日まで</u><br/>           第6期 <u>10月1日から同月31日まで</u><br/>           第7期 <u>11月1日から同月30日まで</u><br/>           第8期 <u>12月1日から同月25日まで</u><br/>           第9期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u><br/>           第10期 <u>翌年2月1日から同月末日まで</u></p> |
| 2～3 略   | 2～3 略   |
| <p>4 <u>納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額は、すべて町長が指定する納期に係る分割金額に合算するものとする。</u></p>   | <p>4 <u>納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額は、すべて第7条第1項の規定による当該年度の保険料が確定する前の納期終了後の、最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</u></p>   |
| 第6条 略   | <p>第6条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(普通徴収の特例)</u></p> <p>第7条 <u>保険料の算定の基礎に用いる町民税の課税若しくは非課税の別又は地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第1号被保険者について、その者に前年度において適用された第4条第1項の区分（前年度の区分が確定しない場合については第4条第1項第3号とする。）に該当する当該年度保険料を当該年度の納期の数で除して得た額（町長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において町長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</u></p>  |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>第7条 略</p> <p>第8条 略</p> <p>第9条 略</p> <p>第10条 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、保険料の納期限（災害その他特別な事情があることにより、保険料の納期限までに申請書類を提出することが著しく困難であると町長が認めた場合は、町長が別に定める日、前項第5号に該当する場合にあっては第7条の規定により当該年度の保険料額の通知を行った月の末日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようと</p> | <p>2 前項の規定によって保険料を賦課した場合において、当該保険料額が当該年度分の保険料額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該被保険者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)</p> <p>第8条 前条第1項の規定によって保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料が前年度の保険料額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に町長に前条第1項の規定によって徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。</p> <p>第9条 略</p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 略</p> <p>第12条 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、保険料の納期限（災害その他特別な事情があることにより、保険料の納期限までに申請書類を提出することが著しく困難であると町長が認めた場合は、町長が別に定める日、前項第5号に該当する場合にあっては第9条の規定により当該年度の保険料額の通知を行った月の末日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようと</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>する理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p>   | <p>する理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p>  |
| <p>3 略</p>  | <p>3 略</p>   |
| <p><u>第12条</u> 略</p>  | <p><u>第14条</u> 略</p>   |
| <p><u>第13条</u> 略</p>  | <p><u>第15条</u> 略</p>   |
| <p><u>第14条</u> 略</p>  | <p><u>第16条</u> 略</p>   |
| <p><u>第15条</u> 略</p>  | <p><u>第17条</u> 略</p>   |
| <p><u>第16条</u> 略</p>  | <p><u>第18条</u> 略</p>   |
| <p><u>第17条</u> 略</p>  | <p><u>第19条</u> 略</p>   |
| <p><u>第18条</u> 略</p>  | <p><u>第20条</u> 略</p>   |
| <p>附 則</p>  | <p>附 則</p>   |
| <p>第6条 当分の間、<u>第9条</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> | <p>第6条 当分の間、<u>第11条</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> |

# 改正要旨

## 1 改正の目的

介護保険料の普通徴収による徴収の特例（仮算定）を廃止し、第1期から本算定することで、加入者にわかりやすい保険料とするとともに、納期を変更する。

## 2 改正の概要

### (1) 第5条第1項関係

普通徴収の納期を現在の5月～2月から、6月～3月に変更。

(現行・平成24年度まで)

|    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 月  | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 期別 | —  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6   | 7   | 8   | 9  | 10 | —  |
| 備考 |    | 仮算 | 仮算 | 本算 |    |    |     |     |     |    |    |    |



(改正後・平成25年度から)

|    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 月  | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 期別 | —  | —  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5   | 6   | 7   | 8  | 9  | 10 |
| 備考 |    |    | 本算 |    |    |    |     |     |     |    |    |    |

### (2) 第5条第4項関係

期割額の端数調整に関する規定を変更。

### (3) 第7条及び第8条関係

普通徴収による徴収の特例（仮算定）に関する規定を削除。